

第1091回教育委員会

令和2年11月27日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後1時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

- (1) 学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について
(教育政策課)
- (2) 令和3年度山形県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について
(高校教育課)
- (3) 令和3年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について
(高校教育課)
- (4) 令和2年度山形県教育委員会ストレスチェック制度の実施結果について
(福利厚生課)

5 議 題

議第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について

- 議第1号の1 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 (教育政策課)
- 議第1号の2 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例案
(教育政策課)

議第2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

- 議第2号の1 令和2年度山形県一般会計補正予算のうち教育委員会に関する事務に係る部分
(教育政策課)
- 議第2号の2 山形県体育施設条例の一部を改正する条例案 (スポーツ保健課)

議第3号 山形県スポーツ推進審議会委員の任命について
(スポーツ保健課)

6 閉 会

各県立高等学校長 殿
県立東桜学館中学校長 殿

教 育 長

学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について

全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大していること、県内においても感染が断続的に確認されていること等を踏まえ、県では、令和 2 年 11 月 25 日、「県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部本部員会議」を開催し、感染が拡大している地域への移動はできるだけ控えることや基本的な感染防止対策の徹底等、当面の対応方向を確認したところです。さらに本日、重症入院患者数等の各種指標の状況から「山形県における新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕」がレベル 3（【警戒】感染の広がりが懸念される状態）に引き上げられております。

学校では、現時点では、感染拡大は確認されていないものの、家庭内感染等により学校関係者の感染が確認されております。「新しい生活様式」を踏まえた学校運営方法については、令和 2 年 6 月 26 日付け高教第 298 号、同年 7 月 8 日付け高教第 333 号及び同年 8 月 4 日付け高教第 401 号にて通知しているところですが、昨今の全国や県内の状況を踏まえ、学校における下記の対策について改めて徹底願います。

記

1 基本的な感染防止対策の徹底について

(1) 基本的な感染防止対策について

マスクの着用、身体的距離の確保（1メートル目安）、こまめな手洗いや手指消毒、3密回避について、改めて徹底すること。

(2) 検温について

保護者の協力を得ながら、登校前の症状の有無の確認や体温測定等の徹底を図るとともに、発熱（37.5℃以上）や風邪症状のある生徒は、登校を控えるよう促すこと。

(3) 換気と保湿について

- ・ 室温が下がらない範囲で（室温は 18℃以上を目安とする）、着衣等による防寒対策を行いながら、2 方向の窓や戸を開け 1 時間に 1～2 回程度の換気の実施を徹底すること（または常時少し窓を開ける）。機械換気が整備されている場合は活用すること。
- ・ 換気をしながらも、湿度 40%以上を目安とし、必要に応じて加湿器を使用する、濡れた布等を教室内で干す、こまめな拭き掃除を行うなど工夫すること。

(4) 体育の授業等マスクを着用しない場面での対応について

体育の授業等、マスクを外して活動してもよいとしている場面においてマスクを

外して活動する場合は、事前の体調確認※、必要に応じた身体的距離の確保と換気を徹底すること。

※ 生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり、接触したりする場面が多い活動を行う場合は、感染者の発生により濃厚接触者と特定される可能性があることから特に留意すること。

2 出張等における感染防止行動の徹底について

(1) 教職員の出張について

感染が拡大している地域への不要不急の出張は、引き続きWeb会議等の活用により控えるよう所属職員に対して周知すること。

また、最近の県内の感染確認事例をみると、県外に出張した際の飲酒を伴う会合での感染が疑われることを踏まえ、県外の出張先での飲酒を伴う会合は控えるよう所属職員に対して徹底すること。

(2) 修学旅行や部活動の遠征等について

- ・ 感染が拡大している地域への旅行等は目的地の変更等の見直しについて十分検討を行うこと。
- ・ 旅行等の際は、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等も参考に旅行業者や宿泊施設管理者等と連携し、感染防止対策を徹底すること。特に宿泊施設利用時や食事施設利用時は、『『感染リスクが高まる5つの場面』(令和2年10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言抜粋) **別添**』も参考に対策を徹底すること。
- ・ 部活動の遠征等に関しては、以下の通知等を踏まえて実施すること。
 - ①「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン(改訂版 Ver.3)」(令和2年11月6日付け高教第638号スポ保第782号)
 - ②「体育・スポーツ活動に関わる諸届出の提出について」(令和2年4月9日付けスポ保第55号)
 - ③「部活動における諸届出提出等のお願ひ」(令和2年9月17日付け事務連絡)

3 感染者等に対する差別・偏見等の防止等について

- ・ 感染された方やその家族、医療関係者等に対する心ない言動やSNSへの書き込みなど差別や偏見、いじめを決して行わないよう指導を徹底すること。
- ・ 感染した児童生徒をはじめとして、学級担任や養護教諭等を中心にきめ細かな健康観察や、健康相談を実施するとともに必要に応じてスクールカウンセラー等の活用も行いながら、心のケアの充実を図ること。

〈担当〉

教職員課	課長補佐 (高校管理担当)
長岡 靖之 (TEL 023-630-2860)	
高校教育課	課長補佐 (教育担当)
地主 佳子 (TEL 023-630-3106)	
スポーツ保健課	課長補佐 (学体・生涯担当)
石田 充 (TEL 023-630-2562)	
	課長補佐 (保健・食育担当)
渡邊 隆 (TEL 023-630-2892)	

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイク口飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋外オケなどで、事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



別添

山形県における新型コロナ対応の目安 〔注意・警戒レベル〕

	状 態	参考とする指標等	対 応 検 討 策
レベル 1	県内では確認されていないが、国内で感染者が確認されている状態	—	<ul style="list-style-type: none"> ・県民は「新・生活様式」の実践を心がける ・事業者は、業種別の感染拡大予防ガイドラインに取り組む ○感染が増加している地域への移動はできるだけ控えるよう、県民に呼びかけ なお、必要があって移動する場合は、移動先での「新・生活様式」を徹底するよう、呼びかけ
レベル 2 【注意】	県内での感染者の確認が限定的な状態	【1週間あたりの新規感染者数】 1人/週 以上	レベル1に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ○「新・生活様式」の実践及び業種別感染拡大予防ガイドラインの徹底を県民と事業者に呼びかけ ○発熱等の症状がある方への早期受診相談の呼びかけ ○業界団体に対し、ガイドライン実践の自主点検を依頼
レベル 3 【警戒】	感染の広がりが懸念される状態	【感染経路不明者数】 1人/週 以上 かつ 【重症入院患者数】 1人以上 以下の指標も参酌する。 【1週間あたりの新規感染者数】 【60歳以上の入院患者数】	レベル2に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ○感染発生の状況や特徴に応じた注意喚起や感染防止対策の徹底を協力依頼 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-top: 5px;"> 〔例: 高齢者や基礎疾患のある重症化リスクの高い方に対し、より慎重な行動を呼びかけ : 感染が発生した施設と同様の業態の業界団体及び事業者に対し、ガイドライン遵守の徹底を依頼 など〕 </div>
レベル 4 【特別警戒】	感染が拡大傾向にある状態	【感染経路不明者数】 2人/週 以上 かつ 【重症入院患者数】 3人以上 以下の指標も参酌する。 【1週間あたりの新規感染者数】 【60歳以上の入院患者数】	レベル3に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ○感染発生の状況や特徴に応じた行動を協力依頼 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-top: 5px;"> 〔例: ガイドライン実践施設の利用を呼びかけ : 実践していない施設の利用を控えるよう呼びかけ〕 </div>
レベル 5 【非常事態】	感染が拡大し、医療提供体制のひっ迫が懸念される状態	医療現場のひっ迫状況を踏まえて判断 以下の指標も参酌する。 【重症入院患者数】 【1週間あたりの新規感染者数】 【60歳以上の入院患者数】	<ul style="list-style-type: none"> ○県独自の非常事態宣言の発出 ○新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき次の事項を協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出自粛 ・ガイドラインを実践しない施設の利用自粛 ・ガイドラインを実践しない施設の営業自粛(休業)

- ◆ 各レベルの適用にあたっては、上記内容に加え、県内における感染の具体的状況（地域分布、クラスター発生状況等）や、首都圏や近隣県の感染状況なども踏まえ、全体的に判断する。
なお、感染状況によっては、地域を特定した対応策を検討する。
- ◆ この目安は、新型コロナに関する今後の状況変化に応じて随時見直すこととする。

各種指標の状況（11月26日現在）

《県注意・警戒レベル》	
感染経路不明者数	3人/週
重症入院患者数	1人
1週間あたりの新規感染者数	6人/週
60歳以上の入院患者数	1人

《政府のステージⅢ指標》	(山形県)	(政府指標)
① 病床のひっ迫具合		
(病床全体)		
最大確保病床の占有率	6.0%	20%以上
現時点の確保病床数の占有率	6.0%	25%以上
(重症者用病床)		
最大確保病床の占有率	3.8%	20%以上
現時点の確保病床数の占有率	3.8%	25%以上
②療養者数（人口10万人あたり）	1.21人	15人以上
③PCR陽性率（11月15日時点）	2.0%	10%
④新規報告者数（人口10万人あたり）	0.56人/週	15人/週
⑤直近1週間と先週1週間の比較	先週より少ない	先週より多い
⑥感染経路不明割合	50.0%	50%

◆ 県注意・警戒レベルと政府が示す4段階のステージ ◆

山形県における新型コロナウイルス対応の目安
〔注意・警戒レベル〕

レベル	状態	参考とする指標等	対応検討策
レベル1	県内では確認されていないが、国内で感染者が確認されている状態	—	<ul style="list-style-type: none"> 県民は「新・生活様式」の実践を心がける 事業者は、業種別の感染拡大予防ガイドラインに取り組み <p>○感染が増加している地域への移動はできるだけ控えるよう、県民に呼びかけ</p> <p>なお、必要があれば移動する場合は、移動先での「新・生活様式」を徹底するよう、呼びかけ</p>
レベル2 〔注意〕	県内での感染者の確認が限定的な状態	【1週間あたりの新規感染者数】 1人/週 以上	<p>レベル1に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「新・生活様式」の実践及び業種別感染拡大予防ガイドラインの徹底を県民と事業者に呼びかけ ○発熱等の症状がある方への早期受診相談の呼びかけ ○業界団体に対し、ガイドライン実践の自主点検を依頼
レベル3 〔警戒〕	感染の広がりが懸念される状態	【感染経路不明者数】 1人/週 以上 【重症入院患者数】 1人以上 以下の指標も参酌する。 【1週間ごとの新規感染者数】 【60歳以上の入院患者数】	<p>レベル2に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染発生状況や特徴に応じた注意喚起や感染防止対策の徹底を協力依頼 <p>〔例：高齢者や基礎疾患のある重症化リスクの高い方に対する、より慎重な行動を呼びかけ ：感染が発生した施設と同様の業態の業界団体及び事業者に対し、ガイドライン遵守の徹底を依頼 など〕</p>
レベル4 〔特別警戒〕	感染が拡大傾向にある状態	【感染経路不明者数】 2人/週 以上 かつ 【重症入院患者数】 3人以上 以下の指標も参酌する。 【1週間ごとの新規感染者数】 【60歳以上の入院患者数】	<p>レベル3に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染発生状況や特徴に応じた行動を協力依頼 <p>〔例：ガイドライン実践施設の利用を呼びかけ ：実践していない施設の利用を控えるよう呼びかけ〕</p>
レベル5 〔非常事態〕	感染が拡大し、医療提供体制の逼迫が懸念される状態	医療現場のひっ迫状況を踏まえて判断 以下の指標も参酌する。 【重症入院患者数】 【1週間ごとの新規感染者数】 【60歳以上の入院患者数】	<ul style="list-style-type: none"> ○県独自の非常事態宣言の発出 ○新型コロナウイルス等対策特別措置法第24条第9項に基づき次の事項を協力要請 ・不要不急の外出自粛 ・ガイドラインを実践しない施設の利用自粛 ・ガイドラインを実践しない施設の営業自粛(休業)

◆ 各レベルの適用にあたっては、上記内容に加え、県内における感染の身体的状況（地域分布、クラスター発生状況等）や、首都圏や近隣県の感染状況なども踏まえ、全体的に判断する。

◆ なお、感染状況によっては、地域を特定した対応策を検討する。

◆ この目安は、新型コロナウイルスに関する今後の状況変化に応じて随時見直すこととする。

◆ 今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安
〔令和2年8月7日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言〕

ステージ	状態	指標及び目安	講ずべき施策
ステージ一	感染者の発生及び医療提供体制に特段がない段階		<p>○対事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインを適宜見直し、遵守を徹底。遵守が不十分な場合の休業要請も考慮。（基本的な感染予防の徹底（3密回避等）） ・COCOA及び地域ごとの対策アプリの更なる周知及び普及促進の更なる強化。 ・リスクの高い場所への積極的な介入・指導の継続強化（検査の強い要請など、クラスターが発生した店舗等への対策強化）。 ・テレワーク等の更なる推進。 ○対個人 ・COCOA及び地域ごとの対策アプリの普及促進 ・3密回避を遵守した「新しい生活様式」の徹底に向けた注意喚起（基本的な感染予防の徹底） ・ターゲット毎に適切なメッセージを通じた分かりやすいメッセージの発信。 ・重症化しやすい人（高齢者など）：3密の徹底的な回避、安全な活動については推奨。 ・中年：職場での感染予防徹底、宴会等の自粛。 ・若者：クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等の自粛。 ・医療従事者・介護労働者：リスクの高い場所に行かない。
ステージ二	感染者の増加及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加して行く。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。	
ステージ三	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	<p>ステージIIと比べてクラスターが広範に多発する等、感染提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。</p> <p>(1)医療提供体制等の負荷</p> <p>①病床のひっ迫具合</p> <p>病床全体 ・最大確保病床の占有率 1/5以上</p> <p>・現時点の確保病床数の占有率 1/4以上</p> <p>うち重症者用病床</p> <p>・最大確保病床の占有率 1/5以上</p> <p>・現時点の確保病床数の占有率 1/4以上</p> <p>②療養者数 人口 10万人当たりの全療養者数 15人以上</p> <p>※全療養者：入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数</p> <p>②監視体制</p> <p>③PCR陽性率 10%</p> <p>③感染の状況</p> <p>④新規報告数 15人/10万人/週以上</p> <p>⑤直近一週間と先週一週間の比較</p> <p>直近一週間が先週一週間より多い。</p> <p>⑥感染経路不明割合 50%</p>	<p>ステージI・IIの施策に加えて、</p> <p>○対事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の休業要請等。 ・イベント開催の見直し。 ・人が集中する観光地の施設等における入場制限等。 ・接触確認アプリの導入をイベントや企画旅行等の実施に当たって要件化。 ・飲食店における人数制限。 ○対個人 ・夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の要請。 ・若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底。
ステージ四	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	<p>病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥いることを避けるための対応が必要な状況。</p> <p>(1)医療提供体制等の負荷</p> <p>①病床のひっ迫具合</p> <p>病床全体 ・最大確保病床の占有率 1/2以上</p> <p>うち重症者用病床 ・最大確保病床の占有率 1/2以上</p> <p>②療養者数 人口 10万人当たりの全療養者数 25人以上</p> <p>※監視体制</p> <p>③PCR陽性率 10%</p> <p>③感染の状況</p> <p>④新規報告数 25人/10万人/週以上</p> <p>⑤直近一週間と先週一週間の比較</p> <p>直近一週間が先週一週間より多い。</p> <p>⑥感染経路不明割合 50%</p>	<p>緊急事態宣言など、強制性のある対応の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接触機会を低減を目指した外出自粛の要請。 ・県境を越えた移動の自粛要請。 ・感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取り扱う事業者等を除き施設の使用制限。 ・人が集中する観光地の施設や公共施設の人数制限や閉鎖等。 ・イベントは原則、開催自粛。集会における人数制限。 ・生活圏での感染があれば学校の休校等も検討。 ・テレワーク等の強力な推進をはじめ職場への出勤をできるだけ回避。

（ステージの判断に当たった際の考慮要素）

○ 提案する指標は「あくまで目安」であり、また、一つひとつの指標をもって機械的に判断するのではなく、国や都道府県はこれらの指標を「総合的に判断」して、感染の状況に応じた積極的かつ機動的な対策を講ずる。

○ その際、都市部と地方部では医療提供体制をはじめ様々な環境が異なるため、「新規報告数が多い都市部」においては「医療提供体制に関する指標」をより重視し、「地方部」においては「感染の状況に関する指標」を重視するなど、地域の実情に応じて判断することが必要である。また、「医療提供体制が脆弱な地方部」においては、これらの指標に満たない段階で、積極的に対策を講じる必要がある。

令和 3 年度山形県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について

このことについて、令和 2 年 10 月定例教育委員会で報告したことに加え、下記のとおり対応いたします。

記

1 各高等学校における感染防止対策の徹底について

受検者が安心して受検できる場を提供できるよう、各高等学校の検査会場の衛生管理体制をまとめた「令和 3 年度山形県公立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した実施上のガイドライン」（別添資料）を策定し、各高等学校における感染防止対策の徹底を図る。

2 受検者の感染防止対策について

各中学校を通じて、受検者及び保護者に文書を発出し、受検者の受検前までの健康管理や当日の感染防止対策の協力を依頼する。

3 新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者の症状に応じた対応について

当日、新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者は、原則として受検できない。その場合、特例措置として、「中高一貫教育における連携型入学者選抜」においては受検者から提出された「学習のまとめ」、「一般入学者選抜」においては中学校等の校長から送付された「調査書」を資料として選抜する。「推薦入学者選抜」においては、特例措置は適用しない。

ただし、濃厚接触者で、PCR 検査に陰性かつ発熱・咳等の症状のない者は、別室での受検とする。

4 Web サイトでの合格発表（全日制の課程、定時制の課程）について

掲示による発表に加え、今年度より、合格発表専用 Web サイトで「合格者受検番号一覧」の公表による合格発表を実施する。合格発表専用 Web サイトへのアクセス方法等については、各高等学校において、受検票を交付する際に、中学校及び志願者に連絡する。（URL、QR コード等を記載）

※ 県教育委員会及び各高等学校のホームページとは、別のサイトである。

5 その他

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、追加的な対応を行う場合は、各高等学校及び各教育事務所をとおして各中学校へ速やかに周知するとともに県教育庁高校教育課ホームページへ掲載する。

令和3年度山形県公立高等学校入学者選抜に係る 新型コロナウイルス感染症に対応した実施上のガイドライン

山形県教育庁高校教育課

1. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、「三つの密」（①換気の悪い密閉空間、②多くの人々が密集している、③互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場所）を徹底的に回避することが必要とされている。

受検者や検査監督等の入選に携わる職員一人一人が「新しい生活様式」を日々実践することを前提に、各高等学校において、いかにして新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図り、受検者に安心して受検できる場を提供できるかという視点に立って、検査実施体制を整えることが必要である。

本ガイドラインは以上のような考え方に立って、各高等学校が衛生管理体制を構築するに当たり、その望ましい内容・方法等について整理したものである。

なお、今後、状況の変化により追加的な対応等が必要となった場合は、各高等学校及び各市町村教育委員会を通じて各中学校等へ周知すると共に、県教育庁高校教育課ホームページに掲載する。

2. 検査会場の衛生管理体制等の構築

各高等学校においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、下記の措置を講じること。

具体的には、事前の準備、入選当日、検査終了後の3つの時点ごとに分類し、それぞれの段階で実施すること。

(1) 事前の準備

① 検査室や面接室（推薦入学者選抜、中高一貫教育における連携型入学者選抜）における座席間の距離の確保

- ・検査室において、座席は1メートル程度の間隔を確保すること。
- ・面接室において、受検者と面接委員の座席は2メートル以上の間隔を確保すること。

② 別室（検査室）の確保

- ・別室1（インフルエンザに罹患した受検者）
- ・別室2（発熱（37.5度以上）・咳等の症状のある受検者）
- ・別室3（その他の体調不良等の受検者）
- ・別室4（新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者のうちPCR検査で陰性かつ発熱（37.5度以上）・咳等の症状がない無症状の

受検者)

※ 各別室において、受検者の座席は、2メートル以上の間隔を確保すること。また、別室1～4の受検者が、他の検査室の受検者とできるだけ接触しないよう配慮すること。

※ 各別室において、受検者と検査監督は、2メートル以上の間隔を確保すること（解答用紙の回収時等は除く）。別室の検査監督を行うにあたっての配慮事項等については追って連絡する。

③ 検査室等の消毒

入選前日までに消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用し、机の天板や椅子の座面、背もたれ及びよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり）について拭き取りを行うこと。

④ マスク、速乾性アルコール製剤の準備

検査会場内におけるマスクの着用を徹底し、不所持者にはマスクの提供を行うこと。また、検査会場の入口や各検査室の入口付近に速乾性アルコール製剤を配置し、手指消毒を徹底すること。

⑤ 検査会場への入場方法の検討

検査会場への入場開始時間を早めることや、検査会場の入口を複数にする等、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。

⑥ トイレの使用

入選前日までに消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用して、よく手を触れる部分（ドアノブ、手すり、洗面台等）の拭き取りを行うこと。

トイレは感染リスクが比較的高いとされていることから、混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内図や順路等を廊下等へ掲示すること。また、換気にも注意を払うこと。

⑦ 引率教員及び保護者等の控室の設置

検査会場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、引率教員及び保護者等の控室については原則設置しないこと。ただし、引率教員及び保護者の付き添いが必要な場合もあり得るため、この場合は、受検者と同等の感染予防を講じること。

⑧ 検査監督の感染対策等

「三つの密」の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践すると共に、当日の入選業務に携わる検査監督等については、毎日の検温や健康観察を行うなど、体調管理に努めること。

体調不良などを訴える検査監督がいた場合に備え、代替の検査監督等を確保すること。

⑨ 関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、受検者等に関する情報を保健所等と共有するなど、状況に応じて、関係機関と連携・協力を図

ることができるよう、学校医、学校薬剤師、保健所等との連絡体制を構築しておくこと。

(2) 入選当日の対応

① 検査会場の入場時の対応

検査会場の入口付近が混雑しないよう、人員を配置し適切に誘導すること。その際、受検者から発熱（37.5度以上）・咳等の症状の申し出があった場合は、別室に誘導すること。

② 受検者のマスク着用の徹底

検査会場では、昼食時を除き、マスクの着用を徹底すること。面接時においてもマスクを着用させた上で実施すること。

休憩時間や昼食時等の他者との接触、会話を極力控えさせること。

何らかの事情によりマスクの着用が困難な受検者については、在籍中学校等の校長は、事前に志願先高等学校長にその旨を電話にて相談すること。

③ 新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者について

受検者の状況別の受検の可否やその対応等については、別途連絡する。

④ 手洗い及び手指消毒の励行

手洗い及び検査室入口付近の速乾性アルコール製剤による手指消毒を励行すること。検査監督等についても同様とする。特に別室での受検者には、各検査終了後やトイレ使用後の手指消毒を徹底させること。

⑤ 入場後及び検査開始後に発熱（37.5度以上）・咳等の症状のある受検者への対応

入場後及び検査開始後に、発熱（37.5度以上）・咳等の症状の申し出があった受検者がいた場合には、速やかに別室へ移動させ、別室での受検の対応となることを案内すること。

また、通常の検査室において、入場後及び検査開始後に、激しい咳等により他の受検者の受検に影響を及ぼすと考えられる場合は、検査監督等がその状況を各高等学校長に報告し、各高等学校長の判断の下、別室で受検させることができること。

⑥ 体調不良を訴えた検査監督等への対応

当日の検査業務に携わる検査監督等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の検査監督等と交代すること。

⑦ 換気の実施

室温が下がらない範囲で（室温は18度以上を目安とする）2方向の窓や戸を開け、各教科終了時等、1時間に1回以上の換気の実施を徹底すること。

⑧ 昼食時の対応

昼食時の受検者同士の会話、交流、接触を最大限に抑制する観点から、受検者には自席で食事をさせること。その際、机の移動は行わせないこと。

⑨ 下校時の対応

下校時に昇降口等の混雑を防ぐため、検査室毎の退室を誘導するなど配慮すること。

(3) 検査終了後

① 検査監督等の健康観察

当日、入選業務に携わった検査監督等については、毎日の検温や体調の観察を行うこと。

② 検査会場の机、椅子の消毒

検査終了後、消毒用アルコールを使用して拭き取りを行うこと。なお、検査終了後、使用した教室を72時間以上使用しない場合には、吐しゃ物などの汚物がない限り、特に消毒は必要ないこと。

③ 保健所等の関係機関への協力

検査終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受検者や検査監督等がいた場合には、当該検査会場の学校は、濃厚接触者の特定など、保健所等の関係機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

3. 受検者に対する要請事項

検査会場における感染拡大を防止し、受検者が安心して受検できる環境を確保していくために、「令和3年度山形県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のお願いについて」をあらかじめ各中学校を通じて、受検者とその保護者に配布する。

4. 新型コロナウイルス感染症の感染者又は感染者の濃厚接触者となり、「中高一貫教育における連携型入学者選抜」、「一般入学者選抜」を欠席した受検者への対応

新型コロナウイルス感染症の感染者又は感染者の濃厚接触者となり、「中高一貫教育における連携型入学者選抜」、「一般入学者選抜」を欠席した受検者については、「令和3年度山形県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染者等の特例措置による選抜に係る実施要項」に基づき選抜を実施する。この場合、「中高一貫教育における連携型入学者選抜」においては受検者から提出された「学習のまとめ」、「一般入学者選抜」においては中学校等の校長から送付された「調査書」を資料として選抜する。

なお、「推薦入学者選抜」については、特別な措置は講じないものとする。